### ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特 産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさ と納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者 を募集しています。

申請 先●町企画財政課

※随時受け付けています。

品 目 数●制限なし

#### 手続方法●初めて応募する事業者

- ①町企画財政課へ資料請求
- ②事業内容等を確認後、各種書類を提出
- すでに承認を受けている協力事業者
- ①記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・事業所等が美郷町内にある企業、団体または個 人事業者であること
- ・美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定 管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・町内で生産、加工または製造されているもの
- ・町内の原材料を使用しているもの
- ・町内で提供されるサービスであるもの
- ※上記の内容は要件の一部です。
- ※お礼の品は発送期間が限定される品(期間限定 商品)の応募も可能です。

### 事業者としてのメリット -

- ●ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチ ョイス、楽天ふるさと納税等)やカタログ等にお礼の 品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品 やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封す。 ることで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすること ができます。

美郷町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国 に向けて美郷町の特産品をPRしています!この機会 に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさ と美郷応援寄付をご紹介ください。

詳しくは、「秋田県美郷町ふるさとチョイス」、「秋田 県美郷町楽天ふるさと納税」、「秋田県美郷町JALふる さと納税」で検索!

### 活力ある地域づくり事業

### 行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業 (伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円) ※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必 要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上 の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限 額10万円)

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・ 仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。 (申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出 張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウ ンロードできます)

- ※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
- ※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費があり ますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせくだ さい。

申•間 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901



#### 地域活動拠点整備事業

## 行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

申込方法

- ■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業 事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)
- ■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業
- ■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業
- ■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)

- ※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2 以内の額とします。
  - ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
  - ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
  - ③施設のバリアフリー化に要する経費
  - ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備 に要する経費

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・ 仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。 (申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出 張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウ ンロードできます)

- ※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
- ※改修内容等によっては補助の対象とならない場合があ りますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせ ください。

申•問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

農 政 課

### 美郷町産農産物・加工品等の販売促進を支援しています

美郷町をPRした町内産農産物・加工品等の販売促進に 対し、その経費の一部を補助します。

- 対象 者●町内産農産物・加工品等の販売促進に取り組む 団体等
- 補助金額●総事業費(税抜額)の3分の2以内の額 (上限額15万円)
- 対象経費●秋田県外および首都圏での展示会・商談会等 への参加に係る経費(出展料、チラシ作成料、 送料、旅費等)
- その他●事後申請は認められませんので、販売促進活 動の前に必ず申請を行ってください。

## 産業用無人航空機操作技能の新たな取得を支援しています

病害虫防除のために産業用無人航空機のオペレーター 技能認定証を新たに取得した方が所属する団体に補助金 を交付します。

- 対象 者●無人航空機を保有または1年以内の導入が見 込まれる町内の水稲病害虫防除事業実施団体 や農業法人等
- 補助金額●オペレーター技能認定証を新たに取得するた めに要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額 (対象者一人あたりの上限額10万円)

補助要件●次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①左記対象者の構成員で、美郷町に住所があり、現に居 住していること
- ②令和2年1月から同年12月までに登録認定等機関から 無人航空機のオペレーター技能認定証の交付を受け ている(交付見込みを含む)こと

申•問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

建 設 課

街路樹からの落雪が予想されます

# 松・杉並木通りの通行止めと迂回のお願い

松・杉並木の街路樹からの落雪により事故が発生していることから、落雪の 恐れがなくなるまでの間、一部を全面通行止めにします。ご不便をお掛けしま すが、通行の際は右図の迂回路をご利用くださるよう、ご協力をお願いします。

通行止め区間 町道一丈木・小荒川1号線、町道暁線

通行止め期間 令和3年3月下旬まで(予定)

至 真昼荘 全面通行止め区間 千屋郵便局 - 美郷町武道館 至 一丈木公園 全面通行止め区間 - : 迂回路

【通行止めに関するお問い合わせ】町建設課 建設管理班 **20187(84)4910** 【松・杉並木に関するお問い合わせ】町総務課 管財班 **20187(84)1111**